

川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正に向けた
パブリックコメントの結果報告について

1 概要

国の標準指導指針の一部改正に伴い、本市指導指針と国の標準指導指針等との整合性を確保するための本市指導指針の一部改正にあたり、パブリックコメントの手続きにより市民の皆様からの意見を募集しました。

御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方について、次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について
意見の募集期間	令和7年1月27日（月）～令和7年2月25日（火）
意見の提出方法	電子メール（Logo フォーム）、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none">・本市ホームページ・情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階）・各区役所（市政資料コーナー）・健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課（本庁舎12階）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none">・本市ホームページ・情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階）・各区役所（市政資料コーナー）・健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課（本庁舎12階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	1通（9件）
電子メール	1通（9件）
FAX	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、用語の定義、施設の管理・運営、サービス等に関する御意見をいただきました。

いただいた御意見を踏まえ、一部見直しを行った上で、今後、本市指導指針の改正の手続きを進めてまいります。

(1) 御意見に対する市の考え方の区分説明

- A 御意見を踏まえ、反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の改正等を進めていく上で、参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E その他

(2) 御意見の件数と市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分				
		A	B	C	D	E
ア. 設備に関すること	0	0	0	0	0	0
イ. 職員の配置に関すること	0	0	0	0	0	0
ウ. サービスの内容に関すること	7	1	0	0	6	0
エ. 事業収支計画に関すること	0	0	0	0	0	0
オ. 契約内容に関すること	0	0	0	0	0	0
カ. 文言の整理に関すること	2	0	0	0	2	0
合計	9	1	0	0	8	0

(3) 具体的な御意見の内容と市の考え方

ウ. サービスの内容に関すること(7件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	9(8)アについて、「あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておく」とあるが、協力とは何を想定しているのか。	協力内容とは、入居者の病状の急変時等における相談対応や診療を行う体制等の協力範囲を想定しております。	D
2	9(8)イ及びウについて、「発生時等の対応を取り決めるよう努める」「発生時等の対応について協議を行う」とあるが、対応とは何を想定したものか。	イにつきましては、施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、第二種協定指定医療機関と新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしたものです。対応とは、入居者が新興感染症に感染した場合の、相談、診療、入院の要否判断及び入院調整等を想定しております。 ウにつきましては、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該協力医療機関と入居者の急変時等の対応等の取り決めを行う中で、新興感染症の発生時等における対応についても協議することを想定しております。	D

3	<p>9 (8) エについて、有料老人ホーム側の都合で再入居の時期を延ばすことを慎めということか。そのようなケースがあったということか。または、再入居に向けた環境整備等を進めよというものか。</p>	<p>要介護者等については、入院による ADL の低下や認知機能の悪化を防ぐため、医療機関からの早期退院の必要性も指摘されておりますことから、希望する入居者に対し、出来る限り円滑に再入居できるよう努めることを求めたものでございます。</p>	D
4	<p>9 (14) イについて、身元引受人に限定せず、広く関係者に参加を促すべきではないか。アについて、「構成」に入居者に代わって出席した者を加えるべきではないか。</p>	<p>イにつきましては、家族等と一緒に意見交換や情報共有することも重要ですので、ご指摘のとおり、「身元引受人」を「身元引受人等」に修正いたしました。アにつきましては、ご指摘のとおり「入居者」を「入居者（入居者のうちの要介護者等についてはその身元引受人等）」に修正いたしました。</p>	A
5	<p>9 (14) ウについて、「第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加える」ことは個人情報保護の観点から適切ではない。また、そういった第三者的立場の者は設置者と入居者の利害が対立する場合に仲裁できるわけではないため、混乱を招く。</p>	<p>運営懇談会に第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えることにつきましては、有料老人ホーム事業の運営について外部からの点検が働くことで、透明性を確保するために求めているものでございます。ただし、事業者と入居者との契約内容等のプライベートな事項を取り扱う場合などは、入居者の意見を踏まえた上で学識経験者等の参加を判断していただくことが望ましいことから、努力義務として規定したものでございます。</p>	D
6	<p>10 (15) オについて、高齢者虐待の防止と身体拘束等の適正化は視点が異なることから、担当者を同一にする必要はない。</p>	<p>身体的拘束等については、「緊急やむを得ない場合」の要件に該当するかの確認や必要な手続きが適正に実施されていない場合には、高齢者虐待に該当する行為であり、国が公表している「調査研究事業報告書」においても、適正な手続きを経ていないがために、「養介護施設従事者等による虐待」と認定されているケースが2割から3割程度あるとされています。また、発生要因につきましては、職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足のほか、虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分など、組織運営上の課題も挙げられておりますことから、身体的拘束の問題を含め、虐待防止措置を適切に講じ、虐待防止を推進するため、同一の従業者が務めることが望ましいと規定したものでございます。なお、担当者を別に定めることを妨げるものではございません。</p>	D

7	10 (17) について、切迫性がある状況で、時間と人数をかけて「極めて」慎重に検討している余裕はない。	身体拘束は、入居者の行動を、本人以外の者が制限するもので、当然してはならないことですが、一方で、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」の適正な手続きを経た身体的拘束等は認められています。この適正な手続きは、「本人の尊厳を守るため」に行うものですので、極めて慎重に検討することを求めたものでございます。	D
---	--	---	---

カ. 文言の整理に関すること(2件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
8	1三について、「高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホーム」の「賃貸住宅」は、有料老人ホーム事業を行っていないサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)を指していると考えられるが、そうしたサ高住も本指針の対象となるのか。明確にするべきではないか。	本市指導指針は、川崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱の目的を達成するために定めているものでございます。同要綱は、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームについて老人福祉法施行規則、川崎市老人福祉法施行細則に定めるもののほか、市内有料老人ホームの設置運営に関する事務手続及び市長が行う行政指導の内容等を定めるものでございますので、有料老人ホームに該当しないものは対象となりません。	D
9	1四について、「サービス付き高齢者向け住宅事業」の文言は、この定義以降使われていないのではないか。	サービス付き高齢者向け住宅事業として提供する状況把握サービス、生活相談サービス等の用語を使用しておりますので、定義したものでございます。	D

5 今後の予定

- ・令和7年4月1日(火) パブリックコメントの結果公表・施行